

千代田区公契約条例の手引

平成 29 年 4 月
千代田区



[http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/
documents/h29kokeyaku-guide.pdf](http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/documents/h29kokeyaku-guide.pdf)

目次

1	条例制定の目的	2
2	用語の定義	2
3	条例の概要	3
4	適用範囲	4
5	適用従事者の範囲	4
6	賃金下限額	5
7	特定公契約の賃金の定義と算定方法	6
8	特定公契約の業務に係る賃金の基準額	9
9	労務台帳の作成・提出及び社会保険加入状況の確認書類の提出	10
10	従事者への周知	13
11	従事者からの申出	13
12	報告及び立入調査	14
13	是正措置	14
14	契約解除、指定の取消	14
15	損害賠償、違約金	14

<資料・様式>

資料 1	公契約条例適用案件の流れ	15
資料 2	千代田区公契約条例労務台帳（工事又は製造の請負契約）	16
資料 3	千代田区公契約条例労務台帳（業務委託契約）	17
資料 4	千代田区公契約条例労務台帳（指定管理協定）	18
資料 5	千代田区公契約条例労務台帳表紙	19
資料 6	周知様式例（工事請負契約用）	20
資料 7	周知様式例（業務委託契約、指定管理協定用）	21
資料 8	労働者向け周知用チラシ	22
資料 9	特定公契約の賃金に係る申出書	24
資料 10	平成 29 年度工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧	25

<条例・規則等>

千代田区公契約条例	26
千代田区公契約条例施行規則	29
千代田区公契約審議会規則	31
公契約条例約款（工事又は製造の請負、業務委託）	32
公契約条例約款（指定管理協定）	34

1 条例制定の目的

千代田区では、区が締結する請負契約等に基づく業務及び指定管理者に行わせる公の施設の管理において、当該業務に従事する者の適正な労働環境を確保し、社会経済の健全な維持発展並びに公共工事及び公共サービスの質の確保及び向上に資することを目的に、千代田区公契約条例を制定いたしました。

なお、本条例は平成 26 年第 1 回千代田区議会定例会において可決し、平成 26 年 3 月 20 日公布、同年 10 月 1 日施行となりました。

2 用語の定義

本手引における用語の定義は、以下のとおりとします。

公契約	区が締結する工事、製造その他の請負の契約並びに指定管理協定
特定公契約	公契約条例の適用を受ける公契約
受注者	区と公契約を締結する者
下請負者	受注者から公契約の業務の一部を請け負い、又は受託する者（再下請等数次にわたるものを含む。）
受注関係者	①下請負者 ②受注者又は下請負者に労働者を派遣する者
従事者	公契約に係る業務に従事する者（下請及び派遣による者を含む。） ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。） ②労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）の規定により派遣される者 ③自らの提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により業務に従事する者
賃金	公契約に係る労務の対価で従事者に支払われるもの
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険
適用従事者	公契約条例の適用を受ける特定公契約に従事し、公契約条例の規定が適用される従事者

3 条例の概要

千代田区公契約条例の主な内容は、以下のとおりです。

事 項	主 な 内 容
区の責務 (第3条)	区は、法令及び条例に基づき、従事者の適正な労働環境の確保に努める。
受注者の責務 (第4条)	受注者は、公契約の社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、従事者の良好な労働環境の確保に努める。
従事者の賃金 (第5条)	①区長は、特定公契約において、受注者等が従事者に対し、賃金下限額以上の賃金を支払うことを定める。 ②区長は、賃金下限額を定めるときは、公契約審議会の意見を聴いて定め、告示する。 ③受注者は、従事者の賃金が賃金下限額以上であることを確認し区長に報告する。
従事者の社会保険 (第6条)	①区長は、特定公契約において、受注者等が従事者を雇用形態に応じ社会保険へ加入することを定める。 ②特定受注者は、社会保険への加入の状況について、区長に報告する。
従事者への周知 (第7条)	特定受注者は、次の事項を業務が実施される場所の見やすい位置に掲示、備え付け又は書面の交付により従事者に周知する。 ①賃金下限額、②適用従事者の範囲、③第8条の規定による申出をする場合の連絡先
従事者の申出 (第8条)	従事者は、賃金下限額以上の賃金が支払われていない場合は、区長又は特定受注者にその事実を申し出ることができる。
不利益取扱いの禁止 (第9条)	特定受注者は、従事者からの申出に誠実に対応し、申出を理由に解雇、下請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。
立入調査 (第10条)	区長は、従事者から申出があったとき、その他条例の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求め、又は区の職員が受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。
是正、契約解除 (第11条)	①区長は、従事者の賃金が賃金下限額以上でないことを確認した場合は、特定受注者に是正を求め、是正がされない場合は、契約解除（指定管理者は、指定の取消）をすることができる。 ②契約解除等により区に損害が生じたときは、特定受注者はその損害を賠償しなければならない。
契約文書への記載 (第12条)	区長は、この条例に基づく必要な事項を契約に関する文書に記載する。
公契約審議会 (第13条)	公契約における労働環境の確保に関し審議するため、区長の付属機関として公契約審議会を設置する。審議会は6人以内で、事業者、労働者及び学識経験者により構成する。

4 適用範囲

公契約条例の適用を受ける特定公契約は次のとおりとします。

公契約の種類	適用範囲
工事又は製造の請負契約	予定価格が1億5千万円以上の契約
工事又は製造の請負以外の請負契約 (業務委託契約)	予定価格が3千万円以上の次に掲げる契約 ①施設管理業務 ②給食調理業務 ③警備、車両運行業務 ④清掃業務 ⑤廃棄物、資源等回収業務 ⑥窓口、管理業務
指定管理協定	全ての指定管理協定

*予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。

*契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）は関係ありません。

*適用となる案件については、その旨を入札の公告、指名通知書、指定管理者の指定の申請に係る告知等に記載し事業者へ通知します。

*特定公契約を締結した受注者は、特定公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により受注関係者に請け負わせる場合には、公契約条例が適用される契約であり、受注関係者にも規定が適用される旨を周知する必要があります。

特に適用従事者に支払う賃金が基準額を下回ってはならないこと、労務台帳を毎月作成し受注者に提出することなどについて、受注関係者を取り交わす文書等に記載し、十分な理解を得る必要があります。

5 適用従事者の範囲

（１）適用従事者の範囲は次のとおりとします。

受注者又は受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する者 (正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等)
労働者派遣法の規定により、特定公契約に係る業務に派遣される者
自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により特定公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

（２）ただし、次に掲げる者は公契約条例の規定が適用されません。

1	同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
2	労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）

3	最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
4	特定公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）
5	工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者）
6	特定公契約に従事した時間が1ヶ月あたり30分未満の者

6 賃金下限額

賃金下限額とは、特定公契約において、受注者等が従事者に対して支払わなければならない賃金の下限となる額で、1時間当たりを単位として決定します。

賃金下限額は、千代田区公契約審議会からの答申を踏まえ、区長が定め告示します。

賃金下限額は、特定公契約の契約締結時の賃金下限額を適用します。複数年度に継続する場合、締結の翌年度以降に賃金下限額が改定された場合にその適用は受けず、履行終了又は指定期間終了まで当初の賃金下限額を適用します。

<賃金下限額の勘案基準>

公契約の種類	勘案基準
工事又は製造の請負契約	平成29年度公共工事設計労務単価の85%に基づき定める1時間当たりの金額（P25参照）
工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）	公的機関の指標等を勘案して得た額 （1時間当たり967円）
指定管理協定	

※平成29年4月1日以後に公募等申込みの誘引をする特定公契約について適用します。

7 特定公契約の賃金の定義と算定方法

特定公契約の賃金とは、特定公契約において受注者、受注関係者から従事者に支払われる賃金をいいます。

契約の種類及び従事者に応じて賃金に算定する手当等は次のとおりです。

(1) 賃金の範囲

<算定対象とする手当等>

公契約の種類及び従事者		手当等の例
工事又は製造の請負契約	従事者(労働基準法第9条に規定する労働者)	基本給(定額給)、出来高給、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金(時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金)、家族手当、扶養手当、役職・現場・資格手当等(当該適用従事者の本来業務に対して支払われるもの)、有給休暇手当、精勤手当、実物給与(通勤用定期、食事代)、賞与(ボーナス等)
	請負契約におけるいわゆる一人親方	公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金として支払われるもの(消費税及び地方消費税相当額を除く)。請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その支払われる額
工事又は製造の請負以外の請負契約(業務委託契約)における従事者		時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金の算定の基礎となる賃金及び時間外・休日・深夜労働の割増賃金のうち、当該特定公契約において従事した作業に係る部分
指定管理協定における従事者		

<算定対象から除く手当等>

公契約の種類及び従事者		手当等の例
工事又は製造の請負契約	従事者(労働基準法第9条に規定する労働者)	各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当。労働者持ちの工具、車両の損料等賃金ではなく経費の負担にあたる手当
	請負契約におけるいわゆる一人親方	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費
工事又は製造の請負以外の請負契約(業務委託契約)における従事者		家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
指定管理協定における従事者		

- * 工事又は製造の請負契約における従事者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内・外の区分に準じています。
- * 工事又は製造の請負以外の請負契約(業務委託契約)及び指定管理協定における従事者の各手当等の詳細は、労働基準法第37条、労働基準法施行規則第20条及び21条に準じています。
- * 賃金は、税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取り賃金とは異なります。
- * 上記における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられる名称であり、手当等の算定については、名称のみでなく支給基準や支給実態によって判断して下さい。

(2) 特定公契約の業務に係る賃金の算定方法

適用従事者が1ヶ月の中で特定公契約に係る業務とその他の業務に従事した場合、特定公契約に係る業務に対して支払われた手当以外の賃金については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

また、工事又は製造の請負契約の適用従事者に支払われる手当等のうち、通勤手当や賞与等のように、複数月がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1ヶ月あたりに換算したものを使用します。

【特定公契約の賃金の算出例】

〈工事請負契約における月払い賃金の場合〉

A 工事…公契約条例の適用となる工事

B 工事…その他の工事

労働時間の例

労働区分	所定時間内労働	所定時間外労働
A 工事従事時間	① 120 : 00	③ 15 : 00
B 工事従事時間	32 : 30	5 : 00
有給休暇	7 : 30	
合計	② 160 : 00	④ 20 : 00

賃金の例

賃金区分	支給額	備考
基本給	320,000	月額支給
家族手当	20,000	月額支給
時間外割増賃金	50,000	
A 工事個別手当	20,000	特定公契約に従事した際の現場手当
B 工事個別手当	なし	
実物給与(通勤手当)	30,000	年間 2 回 6 ヶ月分を支給
臨時の給与(賞与)	180,000	年間 2 回 6 ヶ月毎に支給

特定公契約の賃金の算定

賃金区分	1 ヶ月分の 支給額	特定公契 約の賃金	計算方法
基本給	320,000	240,000	$320,000 \times ① 120h \div ② 160h$
家族手当	20,000	15,000	$20,000 \times ① 120h \div ② 160h$
時間外割増賃金	50,000	37,500	$50,000 \times ③ 15h \div ④ 20h$
A 工事個別手当	20,000	20,000	特定公契約に係る業務に対する 支給であるため全額対象
実物給与(通勤手当)	(※1) 5,000	3,750	$30,000 \div 6 \text{ ヶ月} \times ① 120h \div ② 160h$
臨時の給与(賞与)	(※2) 30,000	22,500	$180,000 \div 6 \text{ ヶ月} \times ① 120h \div ② 160h$
合計		338,750	

(※1) 1 ヶ月分の通勤手当 $30,000 \div 6 \text{ ヶ月} = 5,000$

(※2) 1 ヶ月分の賞与の計算 $180,000 \div 6 \text{ ヶ月} = 30,000$

特定公契約の賃金 (A 工事の賃金) = 338,750 円

8 特定公契約の業務に係る賃金の基準額

算定対象の特定公契約の賃金が基準額以上でなければなりません。基準額とは、賃金下限額に算定労働時間数を乗じた額です。

(1) 算定労働時間数

時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせた場合は、その労働時間数に算定割合を乗じます。各労働時間に乗じる算定割合は次のとおりです。

区分	算定割合	内容
①所定時間内労働時間数	100%	所定時間内の労働時間
②所定時間外労働時間数	125%	所定労働日において、1日に8時間を超えて従事した労働時間数
③休日労働時間数	135%	休日において従事した労働時間数
④深夜労働時間数	25%	午後10時から午前5時までの間に従事した労働時間数

※上表の②、③、④については、労働基準法第37条第1項及び第4項に賃金の割増が定められています。このため基準額算定においては時間数を割増することで割増率を反映します。

※④の深夜労働時間数については、②又は③の内数となります。

※時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てます。

※有給休暇を取得した場合は、その時間も含みます。

(2) 特定公契約の賃金と基準額の比較

「7 特定公契約の賃金の定義と算定方法(2) 特定公契約の業務に係る賃金の算定方法」で示したA工事における賃金の算出例を基に比較します。

賃金下限額：2,402円（職種：特殊作業員(資料10)No.1）とした場合の基準額 公契約条例の適用となるA工事における工事従事時間 所定時間内労働時間：120時間 所定時間外労働時間：15時間 $120時間 \times 100\% + 15時間 \times 125\% = 120時間 + 19時間 = 139時間$ (※小数点以下(1時間未満四捨五入となります。))
基準額 $2,402円 \times 139時間 = 333,878円$
特定公契約従事者の賃金：338,750円 $\geq$ 基準額 333,878円 このように特定公契約従事者の賃金が基準額以上であれば問題ありません。

9 労務台帳の作成・提出及び社会保険加入状況の確認書類の提出

特定公契約においては、受注者に千代田区公契約条例労務台帳（以下「労務台帳」という。）の作成、提出が義務付けられています。

受注者等が毎月作成した労務台帳を、決められた期日までに提出しなければなりません。提出された労務台帳は、区が内容を確認し保管します。適用従事者から申し出があった場合は、労務台帳に基づき当該従事者の賃金が、基準額を下回っていないかを確認します。

台帳の作成は、賃金の支払われる日ごと、また、事業者ごとに作成することになりますので、受注者はその責任において、受注関係者の台帳についても整備して下さい。

また、特定公契約の従事者の社会保険の加入状況について、労務台帳に記載して下さい。

（１）労務台帳の作成方法

例：工事又は製造の請負契約

千代田区公契約条例労務台帳（工事又は製造の請負契約）												
①	工 事 名						作 成 年 月 日					
	履 行 場 所						賃金の支払われるべき日					
	工 事 期 間	～					賃 金 計 算 対 象 期 間	～				
	請 負 業 者 名						下 請 業 者 名					
	代 表 者 名						下請業者請負内容(工種)					
	所 在 地						下 請 業 者 代 表 者 名					
	担 当 者 名						下 請 業 者 所 在 地					
	電 話 番 号						下 請 業 者 担 当 者 名					
	F A X 番 号						下 請 業 者 電 話 番 号					
							下 請 業 者 F A X 番 号					
No	従事者氏名	社会保険加入状況			職種	賃 金 下 限 額	すべての労働に係る労働時間数					算 定 下 限 総 額
		健康 保険	厚生 年金	雇用 保険		a	所定時間内 b	所定時間外 c	休 日 d	深 夜 e	算 定 労働時間 g	基準額 h=a×g
1	②	③		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

※ g=c+d×1.25+e×1.35+f×0.25

上記の労務台帳をご利用下さい。様式は区のホームページに掲載しています。

①必要事項を入力します。

②従事者氏名を入力します。

（記入の承認が得られない場合、アルファベット等で代用可）

③社会保険加入状況（健康保険・厚生年金・雇用保険）を入力します。（加入は○、

(※「建設国保加入による適用除外▲」は、工事又は製造の請負のみです。)

- ※以下については、適用従事者の賃金が基準額を下回っていないかの確認が必要な場合に活用していただくために作成した項目です。提出の必要はありません。

⑬ 下限総額（基準額）（⑫）と賃金（⑰）を比較した結果が○×で表示されます。

⑭ 基本給などの従事時間に総額として支給されるもので、⑮の個別手当とならな

いものを入力します。

⑮食事の支給等の実物給付については、従事期間分を入力します。

⑯賞与等の臨時の給与については、既に支給されている従事時間分を入力します。

例) ボーナスを 18 万円支給されている場合、6 ヶ月で割り、当月分として 3 万円分を入力します。(※工事又は製造の請負のみです。)

⑰時間外割増賃金については、特定公契約分のみを入力します。

⑱特定公契約分として把握できる手当については、個別手当として、特定公契約分のみを入力します。(※工事又は製造の請負のみです。)

⑲賃金が自動計算されます。

(2) 労務台帳の提出

① 提出時期

作成した労務台帳は、契約締結後指定された期日に提出して下さい。

第2回以降は、前回までに提出した労務台帳を再提出する必要はありません。

従事者からの申出により別途提出を求める場合があります。

ア 単年度契約

回数	提出時期	提出する台帳
第1回	従事者等の従事開始日の属する月までの分について、従事開始月の翌々月の10日までに提出	第1回分の台帳
第2回	履行期限後、履行期間中全ての月分について、履行期限の属する月の翌々月の10日までに提出	第1回分提出後の全ての台帳

イ 複数年度契約（履行期間が複数の年度にまたがるもの）

回数	提出時期	提出する台帳
第1回	従事者等の従事開始日の属する月までの分について、従事開始月の翌々月の10日までに提出	第1回分の台帳
第2回以降	第1回提出後、毎年度終了後の翌々月の10日までに提出。ただし、最終年度は、履行期限の属する月の翌々月の10日までに提出	前回提出後のすべての台帳

② 提出先

公契約の種類	提出方法	提出先
工事又は製造の請負契約	作成した労務台帳は、指定の労務台帳表紙を添付し、書面により提出して下さい。	千代田区政策経営部 契約課
工事又は製造の請負以外の 請負契約（業務委託契約）		（千代田区役所6階）
指定管理協定		指定管理協定を締結する 担当課

(3) 社会保険加入状況の確認書類の提出

受注者に社会保険加入状況の確認書類の提出を求めます。受注者は、下請業

者等の受注関係者分を取りまとめて提出して下さい。

公契約の種類	提出書類	提出時期	提出先
工事又は製造の請負契約	施工体制台帳の写し (二次下請以下は再下請負通知書)	労 務 台 帳 の 提 出 と 同 時 に 提 出	千代田区政策経営部契約課 (千代田区役所 6階)
工事又は製造の請負 以外の請負契約 (業務委託契約)	社会保険(健康保険、 厚生年金保険、雇用保 険、労災保険)の保険 料の領収証書の写し		指定管理協定を 締結する担当課
指定管理協定			

10 従事者への周知

受注者は、次に掲げる事項を周知するため、作業所等の従事者が見やすい場所に掲示するか従事者に書面で交付してください。

〈従事者に周知する事項〉

1	この条例が適用される従事者の範囲
2	賃金下限額
3	申し出をする場合の連絡先
4	申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

*資料編の「従事者向け周知様式」を参考に、ポスターやチラシ等を作成し、作業所等の見やすい場所に掲示する、又はチラシ等を従事者に配布するなど周知を徹底してください。

11 従事者からの申出

適用従事者は、賃金が基準額を下回る場合は、受注者又は区にその事実を申し出ることができます。

- (1) 適用従事者は特定公契約に係る業務に従事した時間、その他の業務に従事した時間、賃金の内訳を把握・管理し、特定公契約の賃金が基準額を下回っていないか確認してください。
- (2) 特定公契約の賃金が基準額を下回る場合、適用従事者は、申出書に必要事項を記入し、受注者又は区へ提出してください。
- (3) 受注者は、適用従事者から問い合わせや申出があった場合、誠実に対応し基準額を下回っていたことが確認できた場合、速やかに不足分の支払いを行

ってください。また、申出があった場合には、当該従事者に調査結果を回答し、区へ報告書を提出してください。

(4) 受注者は、適用従事者が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

1 2 報告及び立入調査

適用従事者から区に申出があった場合又は調査が必要と認める場合、区は受注者に対して報告を求め資料の請求、立入調査等を行います。

調査等の対象が受注関係者となることもありますので、下請契約や再委託契約等を締結する際には、区が調査等を行うことについて合意を得るようにしてください。

1 3 是正措置

調査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認められる場合は、区は受注者に是正措置を命じ、受注者は速やかに是正措置を講じるとともに区が定める期日までに是正措置の内容を報告しなければなりません。

1 4 契約解除、指定の取消

区は、次のいずれかに該当する場合は特定公契約を契約解除し、又は指定管理協定の取消を行うことができます。また、千代田区競争入札参加有資格者指名停止要領に基づき、指名停止措置を行います。

- ・ 従事者からの申出について、受注者から報告がされないときや報告が虚偽であったとき
- ・ 受注者や受注関係者が立入検査を拒否したときや立入検査に非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をしたとき）
- ・ 受注者が是正措置の命令に従わないとき、是正報告がされないとき、又は是正措置が虚偽であったとき

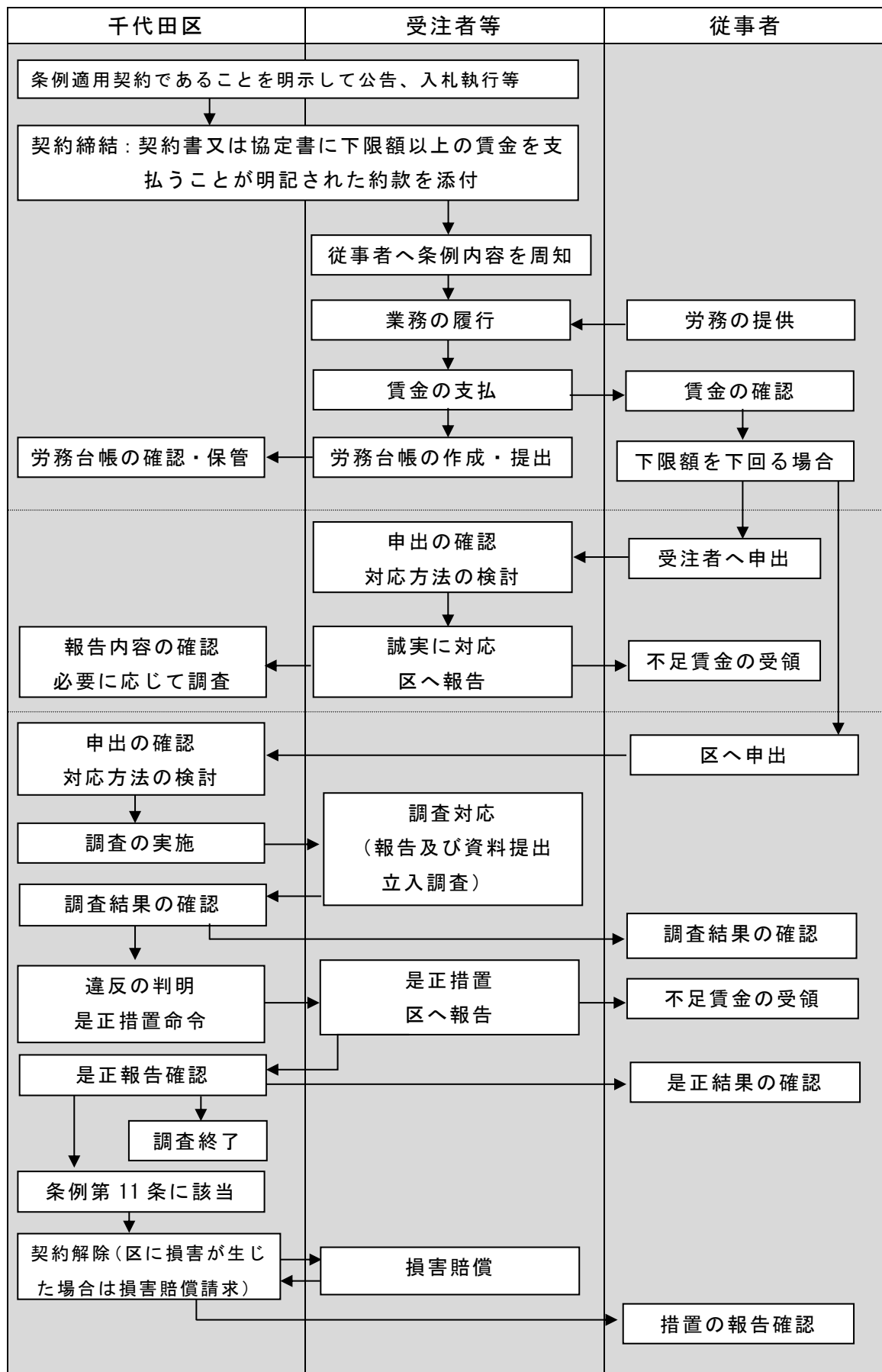
1 5 損害賠償、違約金

受託者等は、契約の解除、指定管理協定の取消によって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。

受注者等は、契約の解除、指定管理協定の取消によって損害が生じても、区は損害を賠償する責任を負いません。

区は、受注者が、契約及び協定に違反した場合においては、違約金を徴収することができます。

(資料 1) 公契約条例適用案件の流れ



※契約又は協定に違反した場合、違約金を徴収することがあります。

(資料2) 千代田区公契約条例労務台帳(工事又は製造の請負契約)

千代田区公契約条例労務台帳(工事又は製造の請負契約)										
工 事 名 所		作 成 年 月 日		賃金の支払われるべき日		賃金計算対象期間		下請業者名		
工 事 場 所						～				
工 事 期 間										
請 負 業 者 名										
代 表 者 名										
所 在 地										
担 当 者 名										
電 話 番 号										
F A X 番 号										
No	従事者氏名	社会保険加入状況		職 種	賃 下 限 額	すべての労働に係る労働時間数	対象契約に係る労働時間数			算 定 下 限 総 額
		健康 保険	健康 保険 年金	雇 用 保 険	a	所 定 時 間 内	所 定 時 間 外	休 日	深 夜	g
1						b	c	d	e	f
2										h=a×g
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
										※ g=c+d×1.25+e×1.35+f×0.25

(資料 3) 千代田区公契約条例労務台帳 (業務委託契約)

千代田区公契約条例労働台帳（業務委託契約）														
委託者名		作成年月日												
履行場所		賃金の支払われるべき日												
委託期間		賃金計算対象期間		～										
請負業者名		委託（下請業者）名												
代表者名		委託（下請業者）請負業務内容												
所在地		委託（下請業者）代表者名												
担当者名		委託（下請業者）所在地												
電話番号		委託（下請業者）担当者名												
FAX番号		委託（下請業者）電話番号												
		委託（下請業者）FAX番号												
No	従事者氏名	社会保険加入状況		職種		賃下限額	金額	すべての労働に係る所定時間内労働時間数		対象契約に係る労働時間数		算労働時間	定間	下限総額 （基準額）
		健康保険	厚生年金	雇用保険		a		b	c	d	e	f	g	h=a×g
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
												※ g=c+d×1.25+e×1.35+f×0.25		

(資料 4) 千代田区公契約条例労務台帳 (指定管理協定)

千代田区公契約条例労務台帳(指定管理協定)												
作成年月日												
賃金の支払われるべき日												
賃金計算対象期間												
委託(下請業者)名												
委託(下請業者)請負業務内容												
委託(下請業者)代表者名												
委託(下請業者)所在地												
委託(下請業者)担当者名												
委託(下請業者)電話番号												
委託(下請業者)FAX番号												

千代田区公契約条例労務台帳

件 名
契約番号
報告回数 第 回
報告期間 年 月分～ 年 月分

別紙の労務台帳に記載のある従事者に支払った賃金等は、下限総額（基準額）を超えていることを確認しております。

千代田区長

年 月 日

住 所

受注者 名 称

代表者

印

(資料 6) 周知様式例 (工事請負契約用)

千代田区公契約条例に関するお知らせ (工事請負契約)

件 名	
履行場所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日

この業務は、千代田区が定める基準額以上の賃金を適用従事者に支払うこと等が規定されています。

○千代田区公契約条例の適用従事者の範囲

適用従事者	●正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者 (労働基準法第 9 条に規定する労働者) ●労働者派遣法の規定により、当該業務に派遣される者 ●請負契約により当該業務に従事する者 (一人親方)
適用を受けない従事者	●同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ●労働者でない者 (ボランティア、会社役員等) 最低賃金法第 7 条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。) ●特定公契約に係る業務に直接従事しない者 (事務員、材料の製造に従事する者等) ●工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者 (現場代理人、監理技術者、主任技術者) ●特定公契約に従事した時間が 1 ヶ月あたり 30 分未満の者

○賃金下限額

この工事の適用従事者は、千代田区が定める 1 時間当たりの賃金 (賃金下限額) から算出する基準額以上の賃金を受け取ることができます。

賃金下限額	別表のとおり
-------	--------

○申出をする場合の申出先

適用従事者は、基準額以上の賃金を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	千代田区政策経営部 契約課	〒102-8688 千代田区九段南一丁目 2 番 1 号	03-5211-4156

※上記の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いはありません。

（資料 7）周知様式例（業務委託契約、指定管理協定用）

千代田区公契約条例に関するお知らせ（業務委託契約、指定管理協定）

件 名	
履行場所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日

この業務は、千代田区が定める基準額以上の賃金を適用従事者に支払うこと等が規定されています。

○千代田区公契約条例の適用従事者の範囲

適用従事者	●正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第 9 条に規定する労働者） ●労働者派遣法の規定により、当該業務に派遣される者
適用を受けない従事者	●同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ●労働者でない者（ボランティア、会社役員等） 最低賃金法第 7 条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。） ●特定公契約に従事した時間が 1 ヶ月あたり 30 分未満の者

○賃金下限額

この業務の適用従事者は、千代田区が定める 1 時間当たりの賃金（賃金下限額）から算出する基準額以上の賃金を受け取ることができます。

賃金下限額	9 6 7 円
-------	---------

○申出をする場合の申出先

適用従事者は、基準額以上の賃金を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	千代田区政策経営部 契約課	〒102-8688 千代田区九段南一丁目 2 番 1 号	03-5211-4156

※上記の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いはありません。

労働者の皆様へ

千代田区 公契約条例の適用について

平成26年10月1日施行

●公契約条例とは

区が発注した公共工事や業務委託及び指定管理者の施設管理に従事する労働者の適正な労働環境を確保し、公共サービスの質を確保及び向上に資することを目的とした条例です。

この条例の中で皆様の賃金の下限額が定められています。

●対象となる契約や指定管理

1. 工事請負契約等 予定価格1億5千万円以上の契約
2. 業務委託 予定価格3千万円以上の次の業務の契約
 - ①施設管理業務、②給食調理業務、③警備、車両運行業務、④清掃業務、⑤廃棄物、資源等回収業務、⑥窓口、管理業務
3. 指定管理協定 全ての指定管理協定

●賃金の確認

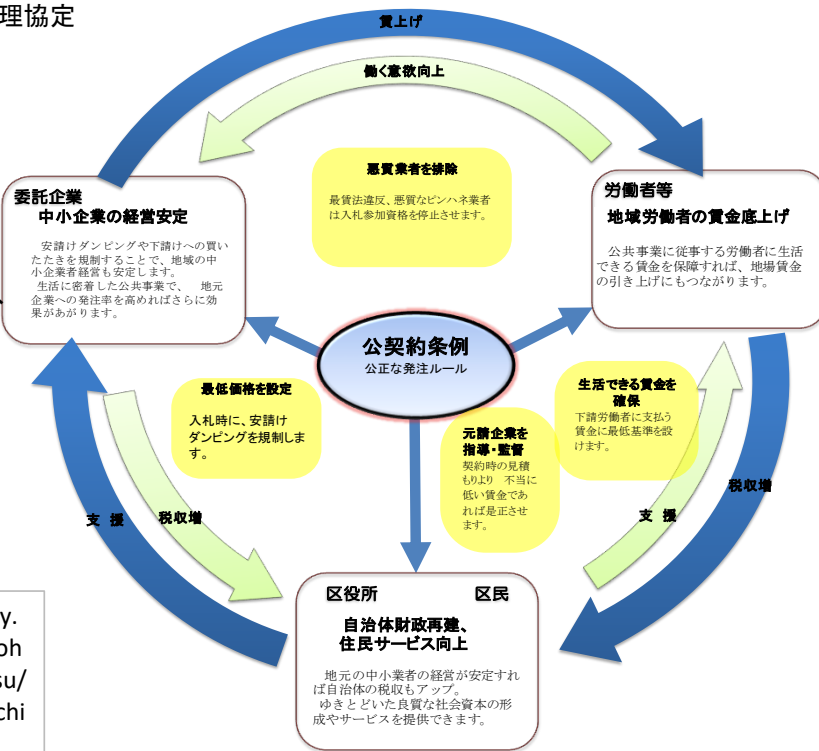
職種や業務に応じた1時間あたりの賃金の下限額を裏面に掲載しています。ご自分の1時間あたりの賃金と比べてください。

賃金が下限額を下回っている場合は、発注者や受注者に申し出る事が出来ます。

※申し出等をしたことを理由に解雇、請負契約の解除、その他不利益な取り扱いを受けることはありません。



<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/documents/29chirashi.pdf>



公契約条例による効果のイメージ

●申し出先(次のいずれか)

1. 発注者
千代田区政策経営部契約課
住所 千代田区九段南一丁目2番1号
電話 03-5211-4156
2. 受注者
千代田区と公契約を締結する者

1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧

(単位:円)

職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額
特殊作業員	2,402	さく岩工	2,869	左官	2,784
普通作業員	2,094	トンネル特殊工	2,827	配管工	2,222
軽作業員	1,499	トンネル作業員	2,455	はつり工	2,529
造園工	2,137	トンネル世話役	3,230	防水工	3,018
法面工	2,732	橋りょう特殊工	3,029	板金工	2,805
とび工	2,753	橋りょう塗装工	3,145	タイル工	2,295
石工	2,742	橋りょう世話役	3,464	サッシ工	2,583
ブロック工	2,540	土木一般世話役	2,477	屋根ふき工	1,556
電工	2,540	高級船員	2,933	内装工	2,784
鉄筋工	2,774	普通船員	2,317	ガラス工	2,508
鉄骨工	2,593	潜水士	4,134	建具工	2,455
塗装工	2,848	潜水連絡員	2,848	ダクト工	2,200
溶接工	3,050	潜水送気員	2,827	保温工	2,232
運転手（特殊）	2,359	山林砂防工	2,710	建築ブロック工	2,370
運転手（一般）	1,955	軌道工	4,548	設備機械工	2,264
潜かん工	3,029	型わく工	2,625	交通誘導警備員A	1,478
潜かん世話役	3,582	大工	2,583	交通誘導警備員B	1,275

2. 委託業務、指定管理の賃金下限額 1時間あたり 967円

3. その他

皆様が安心して仕事ができるように、万一の病気や怪我に備えて、健康保険や労災保険など社会保険に加入しましょう。

その他、ご不明な点がございましたら下記の問合せ先へご連絡ください。

●問合せ

千代田区 政策経営部 契約課
 〒102-8688
 住所 千代田区九段南一丁目2番1号
 電話 03-5211-4156
 FAX 03-3221-7080
 メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp

(資料 9) 特定公契約の賃金に係る申出書

年 月 日

特定公契約の賃金に係る申出書

様

申出者 住所
氏名

印

私に支払われた次の賃金について、基準額を下回っているため、申出します。

件 名	
支払者	
支払日	年 月 日
賃 金	円

(資料 10) 平成 29 年度 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧

(単位：円)

No.	職 種	賃金下限額	No.	職 種	賃金下限額
1	特殊作業員	2,402	27	普通船員	2,317
2	普通作業員	2,094	28	潜水士	4,134
3	軽作業員	1,499	29	潜水連絡員	2,848
4	造園工	2,137	30	潜水送気員	2,827
5	法面工	2,732	31	山林砂防工	2,710
6	とび工	2,753	32	軌道工	4,548
7	石工	2,742	33	型わく工	2,625
8	ブロック工	2,540	34	大工	2,583
9	電工	2,540	35	左官	2,784
10	鉄筋工	2,774	36	配管工	2,222
11	鉄骨工	2,593	37	はつり工	2,529
12	塗装工	2,848	38	防水工	3,018
13	溶接工	3,050	39	板金工	2,805
14	運転手（特殊）	2,359	40	タイル工	2,295
15	運転手（一般）	1,955	41	サッシ工	2,583
16	潜かん工	3,029	42	屋根ふき工	1,556
17	潜かん世話役	3,582	43	内装工	2,784
18	さく岩工	2,869	44	ガラス工	2,508
19	トンネル特殊工	2,827	45	建具工	2,455
20	トンネル作業員	2,455	46	ダクト工	2,200
21	トンネル世話役	3,230	47	保温工	2,232
22	橋りょう特殊工	3,029	48	建築ブロック工	2,370
23	橋りょう塗装工	3,145	49	設備機械工	2,264
24	橋りょう世話役	3,464	50	交通誘導警備員 A	1,478
25	土木一般世話役	2,477	51	交通誘導警備員 B	1,275
26	高級船員	2,933			

千代田区公契約条例

（目的）

第1条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）が締結する請負契約等に基づく業務及び区が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働環境を確保し、もって社会経済の健全な維持発展並びに公共工事及び公共サービスの質の確保及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次のいずれかに該当する契約をいう。

ア 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約

イ 千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年千代田区条例第23号）第8条の規定により締結する協定

(2) 特定公契約 公契約のうち千代田区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

(3) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(4) 下請負者 受注者から公契約の業務の一部を請け負い、又は受託する者（再下請等数次にわたるものを含む。）をいう。

(5) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請負者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又は下請負者に労働者を派遣する者

(6) 従事者 公契約にかかる業務に従事する者（下請及び派遣による者を含む。）をいう。

(7) 賃金 公契約に係る労務の対価で従事者に支払われるものをいう。

(8) 社会保険 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険をいう。

（区の責務）

第3条 区は、公契約の発注者として、法令及びこの条例に基づき、従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

（受注者の責務）

第4条 受注者は、公契約の社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、従事者の良好な労働環境の確保に努めなければならない。

（特定公契約における従事者の賃金額）

第5条 千代田区長（以下「区長」という。）は、特定公契約において、受注者及び受注関係者（以下「受注者等」という。）が従事者（継続的雇用の実態のない臨時的雇用による者等規則で定める者を除く。以下同じ。）に対し、業務の種類

に応じて区長が定める額（以下「賃金下限額」という。）以上の賃金を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 区長は、賃金下限額を定めるときは、第 13 条の公契約審議会の意見を聴いて定め、告示するものとする。

3 特定公契約の受注者（以下「特定受注者」という。）は、従事者の賃金について前項の額以上であることを確認し、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

（特定公契約における従事者の社会保険）

第 6 条 区長は、特定公契約において、受注者等が従事者を雇用形態に応じ社会保険に加入（被保険者となることをいう。以下同じ。）させなければならないことを定めるものとする。

2 特定受注者は、従事者の社会保険への加入の状況について、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

（従事者への周知）

第 7 条 特定受注者は、次に掲げる事項を業務が実施される場所の見やすい位置に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することによって従事者に周知しなければならない。

(1) 賃金下限額

(2) 前号の適用を受ける従事者の範囲

(3) 次条の規定による申出をする場合の連絡先

（従事者の申出）

第 8 条 特定公契約の従事者は、賃金下限額以上の賃金が支払われていない場合は、区長又は特定受注者にその事実を申し出ることができる。

（不利益取扱いの禁止）

第 9 条 特定受注者は、従事者から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該従事者が当該申出をしたことを理由に、解雇、下請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（立入調査）

第 10 条 区長は、特定公契約において、従事者から第 8 条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

（是正、契約の解除）

第 11 条 区長は、従事者からの申出、立入調査等により、特定公契約の従事者の賃金が賃金下限額以上でないことが確認された場合には、特定受注者に是正を求めるものとする。

2 前項の是正がなされない場合には、契約解除（指定管理者にあっては、指定の取消し。以下同じ。）をすることができる。

3 前項の契約解除により区に損害が生じたときは、当該特定受注者はその損害を賠償しなければならない。

(契約文書への記載)

第 12 条 区長は、この条例に基づく必要な事項を、契約に関する文書に記載しなければならない。

(公契約審議会)

第 13 条 公契約における労働環境の確保に関し必要と認める事項について審議するため、区長の附属機関として公契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に基づき審議する。

(1) 第 5 条第 2 項の規定により区長が定める額

(2) 前号のほか公契約における労働環境の確保のため必要な事項

3 審議会は 6 人以内の委員で構成し、事業者、労働者及び学識経験者の中から区長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に締結されている公契約については、この条例の規定は適用しない。

3 第 5 条から第 12 条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に募集等をする特定公契約について適用する。

4 第 1 項の規定にかかわらず、賃金下限額の決定及び告示並びに審議会の設置は、施行日前においても行うことができる。

千代田区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千代田区公契約条例（平成26年千代田区条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第6号に規定する「従事者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により派遣される者

ウ 自らの提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により業務に従事する者

2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の定義は、条例の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める特定公契約は次に掲げる契約とする。

(1) 予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約

(2) 予定価格が3千万円以上の工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約

ア 施設管理業務

イ 給食調理業務

ウ 警備、車両運行業務

エ 清掃業務

オ 廃棄物、資源等回収業務

カ 窓口、管理業務

(3) 指定管理協定

(従事者から除く者)

第4条 条例第5条第1項に規定する規則で定める従事者から除く者は、次に掲げる者とする。

(1) 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）

(2) 工事又は製造の請負の契約の場合における現場代理人、監理技術者及び主任技術者

(3) 特定公契約に従事した時間が1月あたり30分未満の者

(報告)

第5条 条例第5条第3項及び第6条第2項に規定する報告は次に掲げる事項とし、報告の時期等については別に定める。

(1) 特定公契約の件名及び契約番号

(2) 特定公契約の履行場所、履行開始日及び履行期限

(3) 受注者等の氏名又は所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者

の氏名並びに事務所の所在地)、担当者名、担当部署及び連絡先

(4) 賃金下限額

(5) 特定公契約に係る業務に従事した時間数

(6) 賃金下限額に、次条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額

(7) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険加入状況

(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(算定労働時間数)

第6条 前条第6号の算定労働時間数とは、従事者が特定公契約に係る業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数をいう。この場合において、合計した時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(1) 1日について8時間を超えて従事した時間に100分の25を乗じた時間

(2) 休日に従事した時間数に100分の35を乗じた時間数

(3) 午後10時から翌日の午前5時までの時間に従事した時間数に100分の25を乗じた時間数

(契約書等への記載事項)

第7条 区と特定受注者との間で締結する契約及び協定に当たっては、契約書及び協定書に次の条項を記載することとする。

(1) 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する従事者に対し、賃金下限額以上の賃金を支払わなければならないこと。

(2) 受注者は、受注関係者が従事者に対して支払った賃金が、賃金下限額を下回ったときは、当該従事者に対して、当該賃金と賃金下限額との差額に相当する額を、当該受注関係者と連帯して支払わなければならないこと。

(3) 区は、受注者が、契約及び協定に違反した場合においては、違約金を徴収することができること。

2 区は、前項の契約及び協定に当たっては、特定受注者に対し、前項各号について特に留意するよう求めるものとする。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

千代田区公契約審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、千代田区公契約条例（平成26年千代田区条例第1号。以下「条例」という。）第13条第5項の規定に基づき、千代田区公契約審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長がこれを指名する。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第3条 審議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は委員の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験者である委員のそれぞれ1名以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は公開する。ただし、必要があると認めるときは、審議会の議決により、公開しないことができる。

（守秘義務）

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、政策経営部契約課において処理する。

（審議会の運営）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 条例第13条第3項の規定により委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

公契約条例約款（工事又は製造の請負、業務委託）

（賃金の支払）

第1条 受注者及び受注関係者は、千代田区公契約条例（平成26年千代田区条例第1号。以下「条例」という。）第2条第6号に規定する従事者（以下「従事者」という。）に対して、条例5条第1項に規定する額（以下「賃金下限額」という。）以上の賃金を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が、従事者に対して支払った賃金が賃金下限額を下回ったときは、当該従事者に対して、当該賃金と賃金下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（台帳の整備）

第3条 公契約に係る業務の従事者の氏名、職種、従事した時間その他千代田区公契約条例施行規則（平成26年千代田区規則第33号）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、公契約に係る業務が実施される作業場（以下「作業場」という。）その他適当な場所に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項を区長が定める期日までに報告しなければならない。

（従事者への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は、書面を交付することによって従事者に周知しなければならない。

（1）賃金下限額

（2）従事者の範囲

（3）条例第8条の規定による申出をする場合の申出先

（報告及び立入調査）

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は、区の職員に受注者及び受注関係者事業所等に立ち入り、従事者の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

（1）従事者から条例第8条の規定による申出があったとき。

（2）条例に定める事項の履行状況を確認するために必要があると認めるとき。

（是正措置）

第6条 区長は、前条の報告及び立入調査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに報告しなければならない。

（契約解除）

第7条 区長は、受注者又は受注関係者が次の各号の規定に該当するときは、契約を解除することができる。

（1）第5条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定

による調査を拒否したときや非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をしたとき。）。

（２）前条第１項の規定による命令に従わないとき、是正報告がされないとき、又は是正措置が虚偽であったとき。

（損害賠償）

第８条 前条の規定による契約解除により、区に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

２ 前条の規定による契約解除により受注者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わない。

（違約金）

第９条 区長は、受注者が当該契約に違反したときは、違約金を徴収することができる。

（受注者の責務）

第１０条 受注者は、社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、従事者の良好な労働環境の確保に努めなければならない。

（不利益取り扱いの禁止）

第１１条 受注者及び受注関係者は、従事者から賃金に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、従事者が当該申出をしたことを理由に、解雇、下請け契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

公契約条例約款（指定管理協定）

（賃金の支払）

第1条 指定管理者（以下「受注者」という。）及び受注関係者は、千代田区公契約条例（平成26年千代田区条例第1号。以下「条例」という。）第2条第6号に規定する従事者（以下「従事者」という。）に対し、条例5条第1項に規定する額（以下「賃金下限額」という。）以上の賃金を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が、従事者に対して支払った賃金が賃金下限額を下回ったときは、当該賃金と賃金下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（台帳の整備）

第3条 公契約に係る業務の従事者の氏名、職種、従事した時間その他千代田区公契約条例施行規則（平成26年千代田区規則第33号）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、公契約に係る業務が実施される作業場（以下「作業場」という。）その他適当な場所に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項を区長が定める期日までに報告しなければならない。

（従事者への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は、書面を交付することによって従事者に周知しなければならない。

（1）賃金下限額

（2）従事者の範囲

（3）条例第8条の規定による申出をする場合の申出先

（報告及び立入調査）

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は、区の職員に受注者及び受注関係者事業所等に立ち入り、従事者の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

（1）従事者から条例第8条の規定による申出があったとき。

（2）条例に定める事項の履行状況を確認するために必要があると認めるとき。

（是正措置）

第6条 区長は、前条の報告及び立入調査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに報告しなければならない。

（協定の解除）

第7条 区長は、受注者又は受注関係者が次の各号の規定に該当するときは、指定管理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定を取り消すことができる。

（1）第5条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定

による調査を拒否したときや非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をしたとき。）。

（２）前条第１項の規定による命令に従わないとき、是正報告がされないとき、又は是正措置が虚偽であったとき。

（損害賠償）

第８条 前条の規定による協定の取り消しにより受注者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わない。

（違約金）

第９条 区長は、受注者が当該契約に違反したときは、違約金を徴収することができる。

（受注者の責務）

第１０条 受注者は、社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、従事者の良好な労働環境の確保に努めなければならない。

（不利益取り扱いの禁止）

第１１条 受注者及び受注関係者は、従事者から賃金に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、従事者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。